

はじめに

子どもの発達・成長において、読書が果たす役割は大きなものがあります。本を読むことで子どもは未知の世界に飛び込み、新たな発見をし、感動することにより視野が広がり、豊かな感性が醸成されるだけでなく、自分が感じたことを周囲の人たちに伝えようとすることで言語の習得に繋がります。また、感じたことを明確化、具体化して伝えることは論理的な思考力、判断力やコミュニケーション能力を育みます。

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体は、読書活動が子どもの成長に欠かすことのできないものと認識し、社会全体で支援し継続して取組を推進しております。

本市におきましても、平成22年10月に「飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成29年3月の改定を含め、2期に渡り子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。多くの関連施設や市民の皆さまのご理解とご協力を得て、この取組は一定の成果を収めることができました。

近年、子どもたちを取り巻く社会状況は大きな変化が生じました。インターネット環境の整備、IT技術の進化やスマートフォンに代表されるデジタルデバイスの急速な普及は生活様式を一変させ、小・中学校の教育現場においても、全ての児童・生徒にタブレット端末を配布し授業や家庭学習で活用しています。デジタルデバイスは生活必需品となっており、デジタル化に対応した新たな読書環境を模索すべき時期に来ているとも言えます。

今回改訂した第3次計画においては、過去2期において成果のあった取組は今後も継続し、関係機関の連携のもと、より充実した内容となるように努めてまいります。あわせて、子どもが安全・快適な環境で自由に本に触れ、感情を素直に表現したり、保護者と一緒に読書を楽しむことができる空間づくりの調査・研究と、デジタルデバイスを活用した読書環境の調査・研究を新たに基本方針に盛り込むことといたしました。

この計画を基に、本市の全ての子どもたちによる読書活動が、今後ますます充実したものとなるよう積極的に事業の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見を頂戴いたしました関係団体や市民の方々に対し深く感謝申し上げます。

令和4年3月

飯塚市長 片 峯 誠

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の経緯と意義	1
(1)	国と県の動向	
(2)	「子ども読書活動推進計画」(改訂版)策定の意義	
2	計画策定の基本的な考え方	2
(1)	計画の位置づけと性格	
(2)	計画の期間	
第2章	第2次基本計画期間における子どもの読書活動に関する状況	3
1	計画に基づく調査結果	3
2	就学前児童の読書活動	4
(1)	家庭・地域での取組と課題	
(2)	保育所(園)・認定こども園・幼稚園等での取組と課題	
3	小・中学校の学校図書館での取組と課題	6
4	市立図書館での取組と課題	9
第3章	基本方針と取組	12
	基本方針Ⅰ 子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進	12
1	家庭・地域等における読書活動の推進	12
(1)	家庭・地域等の役割	
(2)	これからの取組	
2	保育所(園)・認定こども園・幼稚園等における読書活動の推進	14
(1)	保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の役割	
(2)	これからの取組	
3	学校における読書活動の推進	15
(1)	学校(小学校・中学校)の役割	
(2)	これからの取組	
4	市立図書館における読書活動の推進	16
(1)	市立図書館の役割	
(2)	これからの取組	
	基本方針Ⅱ 安心・快適な子どもの読書環境の整備	19
	基本方針Ⅲ デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究	20
5	計画推進のための具体的な取組	20
	基本方針Ⅰ 子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進	20

(1) 発達段階別の取組	
(2) 全ての発達段階に共通する取組	
(3) 読書活動を支援するボランティアとの連携・支援	
基本方針Ⅱ 安心・快適な子どもの読書環境の整備	22
基本方針Ⅲ デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究	23
6 計画の進捗状況の把握と検討	23

資料編

第2次飯塚市子ども読書活動推進計画に基づく調査履歴	24
用語解説	26
関係法令	29
子どもの読書活動の推進に関する法律	
子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議	
飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	31
飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	32
飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯	32

第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯と意義

(1) 国と県の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律で子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国や地方公共団体の責務として、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日^{*1}」とすること等を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

国では、平成14年8月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」(第一次)が策定され、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画が策定されています。

この改定版の計画においては、①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、②高校生になると読書の関心度合の低下が見られること、③スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性の3点が指摘され、それぞれ①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること、②友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実すること、③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える環境に関する実態把握・分析することを主なポイントとしています。

福岡県においては、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。平成22年3月と平成28年8月に改訂版が策定されています。平成27年度からは、補助事業を創設し、「家庭での読書[家読(うちどく)]^{*2}」の推進を実施しています。

(2) 「子ども読書活動推進計画」(改訂版)策定の意義

現在、子どもたちを取り巻く生活環境・読書環境は大きく変化し、総務省の「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」等の結果では、スマートフォンやインターネットの利用率が増加している傾向が指摘されています。スマートフォン、インターネットは、全世代において余暇の過ごし方にも大きな変化をもたらし、これまで身近な存在であった「雑誌や新聞」にとって代わっています。子どもたちへの影響はさらに大

きく、とりわけ 12 歳以下の子どものうち実に 71.7%がネット動画を視聴し、今後も活字離れの低年齢化を助長することが危惧されています。

国の GIGA スクール構想^{*3}に基づき、本市においても令和 2 年度から全ての公立小中学校の児童・生徒にタブレット端末が配布されています。これまで紙媒体で提供され最も身近な活字であった学習関連書籍の一部は電子媒体として学びに活用されることとなり、子どもたちがデジタル端末に触れる時間が増加することが見込まれます。デジタル化の進行は子どもの読書環境や読書習慣の変容をもたらす可能性があります。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにして、人生をより深く充実させ、「生きる力」を身につけていくうえで極めて重要なものです。読書をすることにより、子どもは未知の異なる広い世界を知り、新たな発見や感動、自分なりの考えを持つということを体験していきます。そして、その体験によって、子どもは視野を広げ、柔軟かつ偏向のない自分の考えや判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

本市では、平成 22 年 10 月に「飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域等で子どもがそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境づくりを進めてきました。この計画の基本目標を継承し、当初計画の成果や課題を検証し、計画の改訂を平成 29 年 3 月に策定し、今回の計画策定にあたって、第 2 次計画 5 年間の成果や課題を分析し、再改訂を実施することとしました。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけと性格

子どもの読書活動の推進は、単に施設や図書資料を充実する、読書活動に関わる人を増やすといった観点ではなく、「子どもの読書環境」の充実・強化に向け、子どもの成長段階に応じた目標を示し、長期的、計画的に取り組むことが必要です。

この計画は、本市が「子どもの読書活動」を推進していくうえで基本となる考え方や方向性を示すものであり、第 2 次飯塚市総合計画(平成 29 年)の施策方針、第 2 期飯塚市子ども・子育て支援事業計画(令和 2 年 3 月)の基本的視点及び飯塚市学校教育プランに沿い、読書活動を通じて「かしこく やさしく たくましい」子どもたちの育成や、学校・家庭・地域が連携し子ども・若者の健全育成を推進することを目的としています。

学校や市立図書館、あるいは子育て支援関連部署が、それぞれの立場で取り組むという認識ではなく、家庭及び読書や子育てに関わるボランティアや地域活動団体等の市民とも連携し、一体的に子ども読書活動の充実・強化に取り組まなければなりません。

本計画における「子ども」は乳幼児、就学前児童、小学生、そして中学生を主たる対象とし、子どもたちを取り巻く保護者、地域、学校及び行政機関を含めた取組について策定しています。

(2) 計画の期間

「飯塚市子ども読書活動推進計画」の期間は令和4年度から8年度までの5年間の基本方針を示すものです。この計画期間中に本市が取り組むべき施策や事業については、子どもの読書に関する社会状況等の変化や本市の子育て関連施策及び施設整備の進捗状況を踏まえて、必要に応じ第3次計画期間中においても柔軟に見直していきます。

元号	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
推進計画	第2次推進計画実施					第3次推進計画実施				

第2章 第2次基本計画期間における子どもの読書活動に関する状況

1 計画に基づく調査結果

第2次計画の中間年にあたる平成30年度と令和元年度に、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の就学前児童関連施設及び児童クラブにアンケート調査を実施しました。

施設の種類と実施事業	実施状況	
	平成30年度	令和元年度
公立保育所(4保育所)	平成30年度	令和元年度
おはなし会・読み聞かせ	全保育所	全保育所
保護者への絵本の貸出し	全保育所	全保育所
オススメ本などの情報提供	2保育所	2保育所
私立保育園・幼稚園 (23保育園・10幼稚園)	平成30年度	令和元年度
おはなし会・読み聞かせ	30施設	29施設
保護者への絵本の貸出し	7施設	9施設
オススメ本などの情報提供	16施設	17施設
公立認定子ども園(2園)	平成30年度	令和元年度
おはなし会・読み聞かせ	全認定こども園	全認定こども園
保護者への絵本の貸出し	全認定こども園	全認定こども園
オススメ本などの情報提供	1認定こども園	1認定こども園

子育て支援センター(4カ所)	平成30年度	令和元年度
おはなし会・読み聞かせ	全センター	全センター
保護者への絵本の貸出	全センター	全センター
オススメ本などの情報提供	3センター	3センター
児童クラブ(19カ所)	平成30年度	令和元年度
読み聞かせ	全施設	17施設
保護者への絵本の貸出	なし	1施設
オススメ本などの情報提供	なし	なし

2 就学前児童の読書活動

(1) 家庭・地域での取組と課題

①ブックスタート*4事業

4か月児健診会場で、赤ちゃんとその保護者に本を読む楽しさや本を通して親子で触れ合うきっかけづくりのために本を手渡す「ブックスタート」を平成20年8月から開始し、ブックスタートボランティアの協力により令和3年3月までの間に対象者14,253人のうち13,318人(93.4%)に絵本を手渡してきました。図書館司書やボランティアが赤ちゃんとは本を開く時間の楽しさや大切さについてアドバイスを添えて本を手渡しています。

第2次計画期間中の平成29年度から令和元年度までの間では計72回実施し、対象者に本を渡した率は97.85%と高い数字となりました。

令和2年度から3年度にかけては、新型コロナウイルス感染症対策のため集団健診が開催されておらず、赤ちゃんとは保護者に絵本を開く体験と直接絵本を手渡すことができなくなっています。この間は個別健診の案内状に本事業の案内状を同封し、図書館に絵本を取りに来ていただくようになりました。本に触れる大切な機会を失わないためにも、できる限り多くの子どもの本が渡せるように今後も取組んでいく必要があります。多くの乳児に絵本が渡せるように関係機関と連携し配布方法を検討していきます。

②おはなし会・読み聞かせ事業

市内5カ所にある子育て支援センターでは読み聞かせや絵本の貸出しが行われています。児童クラブでの読み聞かせも多くの施設で継続して実施されています。児童クラブが所有する絵本の数も増加しており、市立図書館の特別貸出*5制度を活用し、絵本を使った子育て支援を継続して行っています。

おはなし会や読み聞かせに多くの子どもが参加できるように、市報や図書館ホームページにお知らせを掲載し、また、ブックスタート会場で絵本の紹介やおはなし会のチラシを配布して周知を図っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は取組みが縮小されています。

子どもがおはなし会や読み聞かせを楽しむことができる安心・快適な環境整備に努め、事業が継続的に行われるように取組む必要があります。

③家庭での子ども読書活動の啓発

ブックスタートのフォローアップ事業として、乳幼児向けのおはなし会を継続して実施し、家庭で本を読む習慣の定着に取り組んでいます。

④地域での取組

複数の交流センターには親子が自由に利用できるキッズスペースを設け、交流センター図書室の子ども向けの本を設置し、本をきっかけとした家族間でのコミュニケーションができるように取り組んでいます。

(2) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等での取組と課題

①おはなし会・読み聞かせの充実

保育所(園)、認定こども園・幼稚園及び子育て支援センター43施設中、39施設がおはなし会や読み聞かせを実施しています。未実施の施設には読書の楽しさを子どもたちに伝える取組の重要性を伝え、本に触れ合う機会を作れるように働きかける必要があります。

令和3年度には穂波子育て支援センターが設置され、今後も、それらの施設と市立図書館との連携を図り、特別貸出制度の紹介や普及を進め利用数を増やすとともに、読み聞かせボランティアと連携・協力し多くの読み聞かせを実践していきます。

②絵本・読書スペースの充実

平成30年度の調査によれば、子どもたちが自由に本を読むことができるスペースを公立施設は6施設のうち5施設、私立施設では33施設のうち24施設、子育て支援センターでは全ての施設で設置しています。各施設での絵本の蔵書数については、1,000冊以上の施設が5カ所、500冊以上が2カ所、その他は500冊未満となっています。特別貸出を利用している施設は17施設となっています。

子どもが自由に本を読むことができるスペースがない施設には、対応が可能な広さで設置を促す取組を検討します。

令和3年11月から市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園に対して、絵本セットの貸出を開始しました。現在、各施設が備えている図書資料の充実について補完的役割を果たすとともに、市内未就学児の読書推進を図ります。

③保護者への子ども読書活動の啓発

令和元年度の調査では全施設中49%で保護者へ読書活動の重要性を啓発する取組を行っています。啓発の方法は、園だよりやクラスだよりを通じて、子どもの好きな本の紹介や読み聞かせの仕方についてお知らせしています。また、子どもが選んだ絵本の貸出しを行い、保護者が家庭で読み聞かせをする活動も継続して行われています。

施設職員向けの読み聞かせ等の技術講習実施率は全体で平成30年度が21%、令和元年度が16%と少ない状況です。職員の通常業務に影響を与えないように、図書館ボランティアと連携・協力し、読み聞かせの場におけるOJT*6のような形式でスキル習得ができる取組を検討する必要があります。

④おはなし会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

おはなし会への保護者の積極的な参加を呼びかけ、子どもたちに絵本の楽しさを伝えていくために、読み聞かせやおはなし会を行っているボランティアと連携・協力し読書活動を推進しています。おはなし会への保護者が参加する割合は令和元年度が9%、ボランティアの参加は令和元年度で16%といずれも低い状況が続いています。

園だよりやクラスだよりで本の紹介を行い、家庭や親子で読書を親しむ機会が増えるように継続した啓発をしていきます。啓発活動の行われていない施設には、負担の少ない形での実施を促し、オススメ本の情報提供を行う取組みを実施します。

子どもたちに絵本の楽しさを伝えていくために、読み聞かせボランティアとの連携・協力を図り、おはなし会を開催し保護者を含めて積極的に参加できるような機会づくりが必要です。

3 小・中学校の学校図書館での取組と課題

第2次計画の中間年にあたる平成30年度と令和元年度に、小学校及び中学校にアンケート調査を実施しました。

小中学校における実施事業	実施状況	
	平成30年度	令和元年度
市内小学校(公立19校・私立1校)	平成30年度	令和元年度
読み聞かせ・ブックトーク ^{*7}	全校	全校
子どもの読書の日(読書週間)関連事業	19校	19校
一斉読書の時間	17校	17校
図書館だより	全校	全校
市内中学校(公立11校・私立1校)	平成30年度	令和元年度
読み聞かせ・ブックトーク	6校	4校
子どもの読書の日(読書週間)関連事業	11校	10校
一斉読書の時間	9校	9校
図書館だより	全校	全校

(1) 読書活動の推進

一斉読書活動や図書館だよりの発行、本の紹介は市内小学校・中学校ともに全校で行われています。令和元年度において、読み聞かせ・ブックトークは小学校20校全校で、中学校では12校中4校で実施されています。令和2年度からは新型コロナウイルス予防対策のため読み聞かせや一斉読書の時間を休止している学校もあります。今後は感染状況に応じて十分な対策を実施のうえ活動の再開を図る必要があります。

また、令和元年度における子ども読書の日関連事業は、小学校20校中19校で、中学校では12校中10校が実施しています。図書館利用についても計画的指導が全ての学校で継続して行われています。小中学校の読書活動の推進について学校を中心に積極的に取組みます。

(2) 学校図書館の環境整備・充実

児童・生徒が自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心を引き起こせるよう図書館利用に関する授業を実施し、書架の配置の工夫や図書館だより等で年齢にあった本の紹介を行っています。

特に、中学校では不読率^{*8}が24.5%と増加傾向にあります。年齢にあった本を紹介し、生徒が本に親しみやすい学校図書館環境の整備を図る必要があります。

令和元年度に実施した市内小・中学校調査において「学校図書標準^{*9}」を充たしている学校は、小学校は13校、中学校6校となっています。また、各学校の蔵書を見ると、毎年小学校で約3.7%、中学校で約3.0%が新規に登録されていますが、古い図書資料も多く含んでいる状態です。

(3) 図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

全小中学校に各1名の学校司書が配置されています。学校図書館協議会司書部において、図書館運営や司書のスキル向上を図るための研修会を毎年4~5回実施しています。

(4) 情報化の推進

平成25年度から全ての小中学校で、図書資料の貸出、返却や蔵書検索等の電算処理ができるようになってきました。令和元年度の調査では、蔵書検索性端末の設置率は78%、インターネット接続ができる端末の設置率は91%となっています。児童・生徒がインターネット接続端末を利用できるようにしている学校は9%とまだ低い状況です。

令和2年度から学校におけるICTの活用が本格化し、児童・生徒全員にタブレット端末が配布され、授業での活用が始まりました。子どもたちにとって一番身近な本だった教科書や副教材がタブレットで利用できるようになると見込まれています。デジタル環境における読書活動や学校図書館のあり方やタブレットを利用した読書環境の整備について研究する必要があります。

(5) 保護者、ボランティアとの連携・協力

読み聞かせ・ブックトークは、全ての小学校で実施されています。中学校では、平成30年度に6校で実施され、令和元年度では4校で実施されました。

読み聞かせは、学校司書や教師に加え、学校によってはボランティアや保護者によって実施されています。ボランティアや保護者の参加は、小学校は14校となっていますが、中学校では1校となっています。

令和2年度からは新型コロナウイルス予防対策のため読み聞かせを休止している学校もあり、児童・生徒が定期的に本に触れ合う機会と、それらの活動に携わるボランティアや保護者の活動機会が著しく減少しています。今後は感染状況に応じて十分な対策を実施のうえ活動の再開を図る必要があります。

(6) 市立図書館との連携

小学校を対象とした図書館見学や3年生の希望児童を対象とした一日図書館職員体験を継続して実施しています。

多くの学校が学校図書館では補いきれない図書資料の充足のため団体貸出^{*10}制度を活用しています。利用数は小学校が15～16校、中学校1～2校の利用となっています。令和元年度における図書館見学は7校、職場体験学習及びインターンシップ^{*11}は6校、令和2年度における図書館見学は3校、職場体験及びインターンシップは1校となりました。

団体貸出における小学校の利用は増えていますが、中学校の利用は伸び悩んでいます。児童・生徒の余暇活動や学習活動の充実のため、この制度を積極的に利用し、学校図書館だけでは整備できない書籍や資料を児童・生徒に紹介していきます。

令和元年度からは「図書館を使った調べる学習コンクール^{*12}」を市内全ての小学校を対象を拡大し、出前講座の実施や参加児童へのアドバイス、レファレンス協力を実施しています。優秀な作品が多く応募されており、令和元年度には受賞者9名、令和2年度も受賞者9名となりました。なお、特に優秀な作品については全国コンクールに推薦し、令和元年度には優良賞が1名、奨励賞が2名、入選が4名、令和2年度は奨励賞が2名、入選が3名となりました。

(7) 家庭での読書活動の推進

平成29年度からは福岡県の実施する事業を活用し、市内全小学校児童を対象に、家庭での読書活動の啓発、推進のため家庭内で本を読み合う「家読(うちどく)」を実施しています。小学校低学年から本を読むこと、図書資料を活用して調べ物や学習する習慣を身につけることができるように取組みます。不読率が増加する中学校においても、今後は福岡県の補助事業等を活用し、家庭での読書活動の推進に向けた事業の実施や取組を行う必要があります。



読み聞かせ



調べる学習コンクール
表彰



4 市立図書館での取組と課題

市立図書館(5館)	
実施事業	主な開催場所
おはなし会 ブックスタート	全図書館 市内2カ所の4か月児健診会場(庄内・穂波) (令和2年度から新型コロナウイルス感染予防対策のため会場での配布は休止中)
子育て支援講座	全図書館
子どもの読書の日(読書週間)関連事業	全図書館
子ども読書クイズ大会	全図書館
夏休み・読書スタンプラリー*13	全図書館
図書館まつり・読書まつり・クリスマス会	全図書館
布の絵本・おもちゃ製作講座	随時計画
工作教室	随時計画
上映(映写)会	随時計画
小中学校への団体貸出・特別貸出	全図書館(団体貸出は飯塚館のみ)
一日図書館職員体験学習	飯塚・ちくほ・庄内・穂波図書館
図書館を使った調べる学習コンクール参加	全図書館

(1) 資料・施設の充実

子どもたちに充実した読書環境の提供と読書活動の充実を図るため、常に豊富な資料や情報を提供できるように取り組んでいます。選書にあたっては図書館資料選定委員会*14の意見を尊重しています。

飯塚・ちくほ・庄内図書館では、飯塚市図書館を使った調べる学習コンクール用の児童書の選書を重点的に検討し、収集を行っています。

また、学校への選書支援リスト、教科書単元学習を支援する関連図書のリストを作成して配布し、学校での読書活動の推進を図っています。

(2) 情報化の推進

市立図書館全館で図書館システムを導入しており、図書資料の貸出、返却や検索機能が可能となっています。また、利用者はインターネットを通じて、貸出履歴の確認、図書資料の検索、貸出予約を行うことができるようになっています。各館に図書資料検索用端末を設置するとともに、飯塚・ちくほ・庄内の3館ではインターネット利用が可能な端末を設置しています。図書資料検索用端末は子ども用に表示を変えることができるようにしています。

インターネット環境の整備、普及が進んだことから、ホームページによる情報発信を重視し、内容を随時更新して最新の情報を提供しています。令和2年度からはスマートフォン等のデジタルデバイス*15の利用が多い若年層向けにTwitter「ぼたぼんのつぶやき」を開設し情報発信を開始しています。

(3) 年齢に応じた資料の提供サービスの充実

子どもの年代に留意し、乳幼児とその保護者を対象とした絵本コーナーの設置や、おはなし会等を実施しています。小学生の興味や好奇心に応えるため、読み物や書架配列を工夫するとともに、各種コーナーを設置しています。中学生や高校生に向けては、興味・関心に合った「ティーンズ(ヤングアダルト^{*16})コーナー」を設置しています。また、市立図書館のホームページにティーンズ向けサイト「りぶ活 teens」を立ち上げオススメ本の情報を提供しています。

ホームページでオススメ本の紹介をするとともに、年間を通じて特集を組み、子どもたちに読んで欲しい本の紹介をしています。また、10代向けのヤングアダルトコーナーを作り中高生向けの情報を掲載しています。Twitterでもオススメ本の紹介を随時発信しています。

(4) 図書館事業各種事業の充実

読書への関心の喚起や本に親しむ機会を広げるため、乳幼児と保護者を対象としたブックスタートや子育て支援講座、幼児・小学校低学年を対象としたおはなし会・簡単工作教室・図書館まつり、小学3年生を対象とした一日図書館職員体験学習、小・中学生を対象とした子ども読書クイズ大会、幼児から大人までを対象としたサイエンスモール^{*17}等、多様な年代に向けて様々な事業を開催しています。平成24年度から県内の大学等高等教育機関と協力して開催している科学イベント「サイエンスモール」は、大学、大学生、企業と連携・協働する大規模イベントとなりました。

平成29年度から令和2年度に、おはなし会を計546回実施し延べ4,367人の参加がありました。ブックスタートやおはなし会等では多くの図書館ボランティアが活躍しています。

これからも、事業やイベントを充実させ、様々な分野の本への子どもたちの興味・関心を啓発し読書活動の推進に繋げていきます。

(5) 特別な支援を必要とする子どもの支援

点字・拡大・録音資料・デージー^{*18}やLLブック^{*19}の収集と貸出を行っています。今後も特別な支援を必要とする子どもの支援を行うとともに資料利用の啓発を行なっていきます。

(6) 学校との連携支援

学校図書館だけでは整備できない図書資料を、団体貸出により提供し支援をしています。令和元年度からは飯塚市図書館を使った調べる学習コンクールを開催し、それまで一部の小学校との共同事業であったものを市内全小学校を対象を拡大し、調べる学習に取り組む子どもをはじめ学校関係者の支援のため、出張出前教室を実施し成果を上げています。

(7) 外国語を母語^{*20}とする帰国児童・生徒等への読書活動支援

外国語を母語とする子どもたちのために、図書館のホームページの多言語対応や、やさしい日本語^{*21}でのホームページの作成を検討し、図書館利用を促します。また、日本語以外の読み聞かせを実施するボランティア団体も発足しており、外国語での読み聞かせ活動も実施します。

(8) 専門的人材の育成・配置

市民が子どもの読書活動に主体的に関わることができるように、ボランティア養成講座やスキルアップ講座を開催しています。また、図書館スタッフの各種研修への参加を推奨するとともに、指定管理者独自の研修も年間を通じて計画的に実施しています。

(9) ボランティアとの連携・支援

ボランティア活動の活性化を図るため、年4回図書館ボランティア交流会を開催し、団体相互の情報交換や図書館との意見交換を行っています。今後も定期的に交流を図り、相互に情報交換を行いながら活動がさらに活性化するよう取組みます。

(10) 米国サニーベール市公共図書館との交流

飯塚市国際政策課が実施している米国サニーベール市との交流活動の一環として、令和2年度から、サニーベール公共図書館との情報交換と交流事業を開始しています。今後は、子どもの読書活動に関する活動についても情報共有していくことを予定しています。日本とは違った取組を参考にしながら、子どもの読書活動推進に有益な情報収集に努めます。

(11) 読書環境の整備

新型コロナウイルスの影響により、一時的な休館や利用時間の制限といった対応を余儀なくされました。感染予防のため、読み聞かせ等の活動も休止せざるを得ないことが多くなり、読書推進活動の縮小を余儀なくされています。

子ども、保護者、ボランティアも含めて安心・快適な読書環境や活動環境の整備と確保が喫緊の課題となっています。検温機等の感染予防対策設備を設置し、安心して利用できる読書環境を整備するとともに、図書館利用時の注意事項の周知啓発を今後も継続して図っていきます。

(12) 安心・快適に本に触れることができる場所の整備

子どもが安心して本を読むことができるように、親子で利用が可能なスペースを全ての図書館で設置しています。図書館はあらゆる年代の方が利用しており、静かに本を楽しんでもらうようにご協力をお願いしていますが、子どもが自由に読書をする環境としては適していない可能性があります。子どもと保護者が一緒に安心して読書や読み聞かせ等ができ、楽しく本に触れ、感じたことを表現できる場所の整備について検討する必要があります。



サニーベール市との交流



サイエンスモール（科学広場）

第3章 基本方針と取組

飯塚市では子ども読書活動推進のため、次の3つの基本方針を掲げ取組みます。

(3つの基本方針)

- 1 子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進
- 2 安心・快適な子どもの読書環境の整備
- 3 デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究

過去2期に渡る計画期間において、ブックスタート事業、ボランティアによる読み聞かせ等の事業により、子どもの読書に関する興味を喚起してきました。小学生を対象としている家読(うちどく)事業は、本をきっかけとした家族間のコミュニケーションの時間を作ることに大きく寄与しています。

さらに、図書館を使った調べる学習の実施により、本を活用した学習活動の支援をすることができるようになり、市立図書館と学校との連携の促進を図ることができました。

様々な年齢に応じたこうした事業は子ども、そして保護者を含めて本に親しみ、読書活動がもたらす子どもの成長や学習効果を認識する機会となっており、今後も継続し充実させていく必要があります。

これらの活動に図書館ボランティアが果たした役割は極めて大きく、子どもへの影響のみならず、ボランティア自身の生きがいや有用感の醸成に寄与しており、今後も支援を継続し活動の活性化を行うことが重要です。

一方で、10年前には想定し得なかったデジタルデバイスの普及とICTの発展により、読書環境が今後大きく変容する可能性が高くなっています。令和2年度から学校におけるICT活用が本格化し、児童・生徒全員にタブレット端末が配布され、授業での活用が始まりました。

また、令和元年度末に発生した新型コロナウイルスの影響により、今まで当然と感じていた生活スタイルに大きな変化が生じています。収束が見えない現状においては、感染予防対策を徹底し、安全・快適な事業運営及び読書環境の整備に努めるとともに、将来新たな感染症の発生等の社会環境に大きな影響を及ぼす事象が生じた場合でも、子どもの読書活動が停滞しないような取組や読書環境を確保することが重要です。新しい生活様式^{*22}に沿った持続可能な読書環境のあり方について検討を進める必要があります。

【基本方針Ⅰ】 子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭・地域等の役割

核家族化の進行、共働き世帯の増加、放課後や週末の過ごし方の多様化による家族間コミュニケーションや異世代との交流機会が減少しています。

完全学校週5日制の導入以降、週末や放課後の子どもたちの時間の過ごし方は多様化し、

習い事や塾の学習活動、ゲームに費やす時間が増加し、家庭でゆっくりと読書を楽しむ時間は減っていると言われていています。インターネット環境の整備やスマートフォン等のデジタルデバイスの急速な普及により、子どもの余暇時間の過ごし方にさらに大きな変化が生じる可能性があります。家庭では子どもが本に親しむ機会(ノーTV・ゲームの日等)を意識的に作り、成長段階に合わせた本を楽しみ、読書する子どもを温かく見守る環境を意識的につくることが大切です。

特に、乳幼児は自分の耳で周りの音や人の声を聴き、言葉を覚え、話をし、豊かな感性と個性が育まれます。保護者が近くにいる安心感に充たされた環境下では、子どもは物怖じなく様々なことに興味を持つようになります。大人が子どもと一緒に読書することを通して、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが、家庭の極めて重要な役割です。新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控え家で時間を過ごす「おうち時間^{*23}」の過ごし方が注目されています。この状況をチャンスと捉え、家庭での読書を選択肢の一つとできるよう周知を図ります。

(2) これからの取組

①ブックスタート事業の継続

本と出会い、親子が触れ合うきっかけづくり、乳児期における情操教育や知育の重要性から、今後もブックスタートを継続します。4 か月児集団健診が新型コロナウイルス感染症の影響により個別健診となっているため、これまで健診会場で行っていたブックスタートパックの配布ができていない状況です。乳児期に本と触れ合う機会の確保のため、今後は子育て支援課と連携し、赤ちゃんすくすく子育て訪問事業等を活用した配布の検討を進めます。集団健診が再開される際には、保護者に子どもの読書活動への理解を促すため直接配布ができるように、ブックスタートボランティアの確保と養成に取り組めます。

②おはなし会・読み聞かせ事業の充実

子育て支援センターや児童クラブ等において、親子で参加できる「おはなし会」や「読み聞かせ」が定期的に開催されています。今後もこれらの事業を継続できるように働きかけ、幼い頃から本に親しむ機会を設け、読書への興味や関心を引き出すよう事業の充実に取り組めます。

③家庭への子ども読書活動の啓発

乳幼児期における読書の大切さを啓発し、保護者への読書相談や、市立図書館の特集コーナーを活用した絵本の紹介や貸出し、読み聞かせ会の情報を積極的に発信し参加を呼びかけ、家族間での本をきっかけとしたコミュニケーションが図れるように働きかけていきます。

④地域での取組

複数の交流センターにあるキッズスペースに子ども向けの本を設置し、講座やイベント等で来館した利用者が気軽に本に触れることができる取組を継続します。

2 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等における読書活動の推進

(1) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の役割

保育所(園)・認定こども園・幼稚園等での読書活動については、「保育所保育指針^{*24}」、「認定こども園教育・保育要領^{*25}」及び「幼稚園教育要領^{*26}」の中で幼児期の読書活動の大切さが指摘されています。

幼児期はたくさんの言葉を覚える時期であり、この時期に本に触れる機会を増やし、おはなし会や読み聞かせを楽しんだりすることで、豊かな想像力が育まれます。保育所(園)・認定こども園・幼稚園等での絵本の読み聞かせはもとより、家庭との連携で保護者へ絵本の大切さや楽しさを伝え、家族間のコミュニケーションや共感を深める機会として、読み聞かせを推進していくことが保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の重要な役割となります。

保育所(園)・認定こども園・幼稚園等は、多くの子どもたちが本に触れる楽しさを学ぶことができる重要な施設です。改めて本計画の趣旨を周知し、より良い子どもの読書環境づくりに取組みます。

(2) これからの取組

①おはなし会・読み聞かせの充実

おはなし会や読み聞かせを実施している施設には取組を継続していただき、未実施の施設には本に触れる機会を作っていただけるように働きかけます。子どもたちに絵本の楽しさを伝えてもらうとともに、保護者には「絵本の貸出し」や「絵本・児童書の紹介」を通じて、家庭での読み聞かせの普及を推進します。

②絵本・読書スペースの充実

絵本の貸出しのため、絵本の充実や親子で楽しめる図書スペースの確保に努めます。また、読み聞かせの技術の向上や、保護者からの読書相談に対応できるよう施設職員の研修を実施する等、スキルアップに継続して取組みます。研修にあたっては読み聞かせボランティアとの協働によるOJT形式での実施も検討できるように情報提供を行います。また、施設で使用する本の充実のため、市立図書館の絵本セットの貸出しや特別貸出制度の活用が図れるように周知を行います。

③保護者への子ども読書活動の啓発

施設での取組と併せて、保護者へ「子ども読書活動」の重要性について周知を行い、家庭や親子で読書を楽しむ機会が増えるよう啓発していきます。

④おはなし会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

絵本の読み聞かせは、読み聞かせをしているのが自分の大好きな人であればあるほど、子どもの心に響くものです。保護者が子どもと一緒に読み聞かせを体験することは、コミュニケーションの増加や読み聞かせの技術を習得する機会にもなるため、積極的なおはなし会への参加を呼びかけます。また、子どもたちの心をひきつけ、絵本の楽しさを伝えていくために、様々な手法で読み聞かせやおはなし会を行っているボランティアと連携・協力し、おはなし会や読み聞かせの機会を活用した保護者との情報交換に取組みます。

3 学校における読書活動の推進

(1) 学校(小学校・中学校)の役割

学校は、子どもたちにとって一日の半分以上を過ごす、きわめて意味深い時間と空間です。子どもの発達段階に応じて、その時期に楽しむことのできる図書資料を用意し、十分に読み味わう活動に導くよう、読書指導や学校図書館の運営が必要です。読書活動を支える専門的知識をもった人材を配置し、子どもたちの読書活動への関心を高めていくことが学校の役割です。

また、児童・生徒全員に配布されたタブレット端末を活用し、デジタル環境における読書活動や学校図書館の整備について調査・研究を行います。

(2) これからの取組

①読書活動の推進

新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前に、全校で実施していた朝読や読み聞かせ及び一斉読書活動は、感染予防対策を徹底しながら今後も継続し、子どもたちに本を読む機会を与え、読書の楽しさを伝えていきます。また、図書館だよりの発行やオススメ本の紹介による学校図書館利用の計画的指導の継続に加え、ブックトークやビブリオバトル^{*27}に代表される読書の楽しさを他者と共有できるイベントを実施し、読書活動を通じて自分の意見や考えを発信する能力の醸成に努めます。

②学校図書館の整備・充実

学校図書館は、児童・生徒が本に触れることができる一番身近な存在です。子どもが自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心や知的活動を増進し、魅力的な図書資料を整備・充実させていくとともに、書架の配置にも工夫を凝らし、年齢にあった本を紹介し、子どもが本を選びやすい図書館環境の整備を継続して行います。

また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間においても多様な教育活動を展開していくため、現在、実施されている市立図書館の学校への団体貸出、特別貸出、県立図書館の「学校貸出図書セット^{*28}」の利用を推進し、資料の充実を図ります。

学校図書標準は継続して達成に努めることとしますが、今後の児童・生徒数の変動により基準が流動化する可能性があることや、図書資料の購入費に限りがあることから、市立図書館の団体貸出の制度の活用により不足する分野の図書資料を補完し、子どもたちが様々な本を読むことができる環境を整えます。

③図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

令和3年現在、全ての小中学校に司書資格を持った学校司書が配置されており、学校図書館の運営にあたっては司書教諭や学校司書が中心となり運営しています。司書教諭や学校司書が、学校図書館資料の選択・収集・提供や「子どもの読書活動」を推進するため十分な役割を果たせるように校長のリーダーシップのもと、教職員間の協力体制を確立する取組を継続します。

また、プログラミング教育の導入に代表されるように、児童・生徒の理論的な思考能力の醸成や自律的な学習能力の育成を図るため、学校図書館を知識の拠点として活用を検討します。

学校図書館運営の中心となる学校司書については、司書資格を持った職員配置を推進・継続し、学校図書館協議会において司書の研修を行い人材育成に取り組めます。

④情報化の推進

現在は全ての小中学校の図書館システムが電算化されています。令和2年度に国のGIGAスクール構想に基づき、全ての児童・生徒にタブレット端末が配布されました。学校教育課程におけるICTの活用は喫緊に取り組むべき重要課題です。現在タブレットは授業での活用のみとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の発生を機会に、電子図書館の導入や電子書籍への関心が高まっていることから、タブレットを活用した読書環境の整備について市立図書館及び教育委員会の関係部署等と連携し、調査・研究を行います。

⑤保護者、ボランティアとの連携・協力

読み聞かせやブックトーク等の読書活動は小学校で全校、中学校は6割が実施しています。小学校では多くが図書館ボランティアや保護者の支援を受けていますが、中学校では朝読や一斉読書での取組が主となっているため支援活動が低調です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした外部からの人的資源の活用を休止している学校もあり、今後は感染状況に応じて予防対策を徹底のうえ活動の再開をしていく必要があります。

地域とともにある学校の推進のためにも、保護者や図書館ボランティアと連携を深めるとともに、「いづか生涯学習ボランティアネットワーク事業^{*29}」を活用する等、様々な人材の参加を求め、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング^{*30}等のイベントを実施し、子どもの本への興味を引き出すような工夫や、学校図書館に関する広報活動を充実させていくことが必要です。

⑥市立図書館との連携

従来の図書資料貸借による協力関係だけでなく、飯塚市図書館を使った調べるコンクールにおける児童の学習支援の充実により、新たな連携・協力体制が徐々に築かれています。

学校図書館は学校教育課程に含まれる施設ですが、子どもの本に対する興味・関心の喚起や、読書による子どもの成長の支援等、市立図書館と共有できる目標が多くあり、今後とも相互に情報共有や協働を図り連携を深めていくことが必要です。

また、読書環境の整備のため、学校図書館の蔵書では補いきれない図書資料を補完するために、市立図書館の団体貸出制度を積極的に活用します。

4 市立図書館における読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は子どもに限らず、全ての市民に必要な資料、情報を保管し、提供する施設で

す。市立図書館は学校図書館とともに、子どもにとって読書に関する最も身近な施設であり、地域の情報と知識の拠点として本計画推進の中核的な役目を担っています。市立図書館の持つ、豊富な資料と図書館司書のレファレンスサービス^{*31}の機能を活かし、学校図書館や保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の施設と連携・協力し、本計画の推進に関する活動をサポートする役割を担います。

(2) これからの取組

①資料・施設の充実

市立図書館では、図書館司書が各分野において、子どもの年代や、読書経験に応じた本の収集・整備に努めるとともに、長年にわたり子どもたちに親しまれてきた本や、幅広い分野において子どもの興味・関心に応える本、調べ学習に役立つ図書資料の収集・整備に取り組めます。特に、児童サービスの専門知識を持つ司書が選書に携わり、常に豊富な資料、情報を維持・提供していきます。

また、子どもの自発的・自律的な学習活動を支援するため、図書館を使った調べる学習に活用できる資料の充実に取り組めます。

子どもが安心・快適な環境で読書ができるように、館内に専用スペースや専用コーナーを設置し、子どもが見て分かりやすい掲示とするように努めていますが、一般の利用者と同じフロアにあることから、子どもの声を気にする方も多く、保護者と子どもが気兼ねなく利用しやすい環境の整備が必要と認識し、既存スペースの運用方法を検討するとともに、新たな子ども向けの施設の整備についても調査・研究を進めます。

②情報化の推進

図書館の蔵書情報については、市内の図書館全ての蔵書情報が検索でき、システムの操作方法は、子どもでも見たい本がすぐに探せるよう簡単になっています。検索システムを活用し、子どもたちが自分で本を探す楽しさを覚え、読書意欲の増加につながるよう図ります。

③図書館を使った調べる学習サポート

「生きる力」を育むために、市立図書館では調べ学習をサポートしています。ルールやマナーを含む図書館の使い方の基礎を知ることから始め、図書館の仕組みを学び司書を使ったレファレンスサービスを利用することを教えています。学校や学校図書館と連携し、調べ学習のサポートを継続し、子どもたちが自ら学ぶ力を身につける支援を図り、今後も本と子どもたちをつなぐという図書館本来の役割を強化していきます。

④年齢に応じた資料の提供サービスの充実

子どもの年代に留意した図書資料の収集を継続し、読みやすいように本を配置します。また、子どもたちの興味や好奇心を喚起し、本を手取るきっかけとなるような特集コーナーの設置も継続します。

特に、不読率の高い中・高生に対しては、本や読書に関する案内や助言を積極的に行い、市立図書館のホームページや SNS を活用しオススメ本の積極的な紹介に取り組めます。

⑤図書館での各種行事の充実

各種事業(行事)やイベントを継続して実施しており、子どもや保護者の読書への興味・関心や、イベントをきっかけとした子どもの学習意欲の促進に一定の成果を残してきました。これからもこれらの取組を継続します。また、事業やイベントに協力していただいている図書館ボランティアとの連携の強化に努めます。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、これらの事業は休止、中止、または規模を縮小しての開催を余儀なくされました。今後は感染状況に応じ、予防対策を徹底し新しい生活様式に即した形態で開催を継続します。

また、福岡県の事業等を活用し、不読率が高くなる中学生も対象とした読書への関心を喚起する講座やイベントを実施します。

⑥特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

点字・拡大・録音資料・デジターやLLブックの収集と貸出しに今後も取組めます。多様性への関心が高まっている現在、特別な支援を必要とする子どもも気軽に利用できるユニバーサル・デザイン^{*32}の図書館を目指します。

⑦学校との連携・支援

学校との連携では、従来から、学校図書館の資料を補完することを目的とした団体貸出、調べ学習に活用する教材提供・補完を目的とした特別貸出に加え、学校行事のためのおはなし会備品の特別貸出を実施します。また、学校教育の一環で実施される図書館見学や職場体験・インターンシップ等の校外学習についても積極的に受け入れ、図書館利用案内の機会として捉え、図書館への興味・関心を喚起し読書意欲を高めることにより、市立図書館にも子どもたちが来館し、多くの本に触れ、読書活動がより活発になるよう推進します。併せて、学校図書館司書部会や校長会での説明・協力依頼を行い、すべての小・中学校へ、市立図書館の学校連携事業の利用・参加促進を図ります。

司書教諭及び学校司書と随時連絡協議の機会を設けるように努め、市立図書館と学校の間で読書指導計画等について情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス、資料選択をはじめとする学校図書館運営へ助言を行い、相互の信頼関係の構築と連携体制づくりに取組めます。読書活動に関する講座を開催する場合には、司書教諭及び学校司書へ周知し参加を呼びかけ、読書活動推進の活性化を図ります。

また、学校での読書活動や学校図書館の活動に役立つ情報の発信に努めるとともに、学校司書をはじめ学校の希望を取り入れ、従来から実施している団体貸出及び特別貸出の利用拡大に向け、専用資料の充実を図ります。

⑧外国語を母語とする帰国児童・生徒等の読書活動支援

外国語を母語とする子どもや帰国児童・生徒の読書活動を支援するための環境整備として、ホームページに設けている翻訳機能に加え、やさしい日本語での情報提供を検討します。市内に在住する外国籍の市民向けに、外国語資料の収集・提供を継続するとともに、図書館ボランティアの協力を得て英語の読み聞かせを継続して実施します。

⑨専門的人材の育成・配置

図書館司書向けに定期的実施している研修を継続し、スキルアップに努めます。子どもの読書活動を推進するため、児童・青少年対象の資料や子どもの読書活動に精通した、経験豊富な職員を配置するとともに、基礎的な研修やOJTの実施により新たな人材の育成に努めます。

また、同様に学校図書館の司書教諭、学校司書、ボランティアの育成に関しても支援や情報提供を行います。

⑩ボランティアとの連携・支援

図書館が実施する様々な事業やイベントには図書館ボランティアの存在は欠かせないものとなっています。ボランティアの研修会や定期的な交流会を開催し、スキルアップを支援します。また、養成講座を開催し、積極的に情報を発信し市民に参加を呼びかけ、新規のボランティア登録者の発掘と増加にも取り組めます。



ブックスタート事業

【基本方針Ⅱ】安心・快適な子どもの読書環境の整備

【基本方針Ⅰ】にも記載しているように、市立図書館5館には子ども用スペースを設置し、家族で絵本や読み聞かせを楽しめるように配慮していますが、その他の来館者と同じフロアとなっています。子どもの声や読み聞かせの声を気にする来館者も多く、気軽にゆっくり利用できる環境とは言い難い状況です。

子どもが安心・快適な環境で自由に本に触れ、読み聞かせや本を読んだ時に生じる感情を素直に表現できる場所があることは、子どもの成長のみならず、感情を共有する保護者にとっても幸せな時間と空間になると考えられることから、既存の子ども用スペースとは別に子ども専用の読書環境の整備が可能か調査・研究を進めます。調査・研究は先進事例の情報収集や視察だけでなく、地域住民、子育て支援関係者や市内にある大学等からの意見聴取や協力を得ながら進めることとし、一定の方針が定まった場合には、その内容の具現化への検討に着手します。

また、検討の結果、施設の具体的な姿や運用方法等が明確になった後は、既存スペースの運用方法や子どもの読書環境整備について見直しを行います。

【基本方針Ⅲ】 デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究

インターネット環境の整備やスマートフォンに代表される携帯型デジタルデバイスの急速な普及に伴い、子どもや家庭を取り巻く社会環境は急速に変容しています。スマートフォンは、もはやインフラの一つとして認識され、生活に欠かすことのできないツールとなっています。共働き世帯の増加により、子どもの居場所や安全確認のためにも用いられ、子どもたちにとっても、あることが普通の存在となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、学校や図書館を含む公の施設が休業するという今まで想像できなかった事象も発生しました。外出の自粛を求められ図書館に行くこともなかなかできない状況において、注目されたのがスマートフォンやパソコン等から 365 日 24 時間利用が可能な電子図書館^{*33}です。新型コロナウイルス対策の一環として既に導入した自治体もあり、今後導入を検討している自治体も非常に多い状況です。

本市においても図書館サービスの継続性確保の観点から有意義と認識し、今後電子図書館について調査・研究を進めます。単に電子書籍の貸出しという視点ではなく、家庭やイベントでの読み聞かせでの活用や、障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもへの書籍の提供等、本計画に記載している内容と関係性を持たせ多様な視点で取組みます。

また、GIGA スクール構想に基づき配布されたタブレットを活用した学校図書館のあり方、電子書籍の授業での利用や市立図書館と学校との連携についても調査・研究を行い、方針が定まった場合には、その内容の具現化への検討に着手します。

また、検討の結果、具体的な運用方法が明確になった後は、子どもの読書環境や取組について見直しを行います。

5 計画推進のための具体的な取組

3つの基本方針に基づき、計画期間中に以下の取組を継続的に実施します。

基本方針Ⅰ 子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進

(1) 発達段階別の取組

発達段階	取組内容	具体的な方法	市の担当課及び連携協力する団体等
乳児期	家庭・地域への働きかけ	ブックスタートの継続	市立図書館 健幸保健課 子育て支援課 図書館ボランティア

		○おはなし会・読み聞かせの実施 ○特集コーナーの設置	市立図書館 子育て支援センター
		保護者の読書相談	市立図書館
		キッズスペース等への本の設置	交流センター 子育て支援センター
幼児期	就学前施設での 読書環境の充実	○おはなし会・読み聞かせの実施 ○絵本の貸出し ○絵本・児童書の紹介	保育所(園) 認定こども園 幼稚園 子育て支援センター
		○読書スペースの設置 ○読み聞かせ等のスキルアップ	保育所(園) 認定こども園 幼稚園 子育て支援センター 図書館ボランティア
		キッズスペース等への本の設置	交流センター 子育て支援センター
		団体貸出・特別貸出の利用	市立図書館
学童期 (小学生) 青年前期 (中学生)	読書活動の推進	○図書館だよりの発行 ○朝読・一斉読書・おはなし会・読み聞かせの実施 ○ブックトーク、ビブリオバトル等の読書の楽しみを共有する取組の導入	学校図書館 保護者 図書館ボランティア
	図書館の整備・ 充実	○学校図書標準に基づく資料の整備 ○学校図書貸出セットの活用 ○団体貸出・特別貸出の利用	学校図書館 福岡県立図書館 市立図書館
	学校司書のスキルアップ	研修の実施	学校図書館 学校図書館協議会
	放課後児童の読書環境の整備	○おはなし会・読み聞かせの実施 ○特別貸出の利用	児童クラブ 市立図書館 図書館ボランティア
	学習活動の支援	○図書館を使った調べる学習コンクールの実施(小学校) ○レファレンスによる学習支援	市立図書館 学校図書館
	読書関連イベントの開催	読書への興味・関心を喚起する講演会等の開催	市立図書館 生涯学習課

青年中期 (高校生)	SNS 等を活用した 情報発信	市立図書館ホームページ、Twitter での オススメ本の紹介	市立図書館
---------------	--------------------	------------------------------------	-------

(2) 全ての発達段階に共通する取組

取組内容	具体的な方法	市の担当課及び 連携協力する団体等
特別な支援を必要とする 読書活動の支援	点字・拡大・録音資料・デージーや LL ブ ックの収集と貸出し	市立図書館
外国語を母語とする帰国 児童・生徒等の読書活動 支援	○ホームページの翻訳機能導入 ○やさしい日本語での情報提供の検討 ○外国語資料の収集・提供の継続 ○英語の読み聞かせの実施	市立図書館 図書館ボランティア

(3) 読書活動を支援するボランティアとの連携・支援

取組内容	具体的な方法	市の担当課及び 連携協力する団体等
ボランティアのスキルア ップと育成	○定期交流会の開催 ○研修会の実施 ○養成講座の開催	市立図書館

基本方針Ⅱ 安心・快適な子どもの読書環境の整備

取組内容	具体的な方法	市の担当課及び 連携協力する団体等
子ども専用の読書環境の 整備に関する調査・研究	○先行自治体例の調査・研究 ○子育て関連施設との意見交換 ○大学等研究機関との連携	生涯学習課 市立図書館 保育所(園) 認定こども園 幼稚園 子育て支援センター 大学等高等教育機関

基本方針Ⅲ デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究

取組内容	具体的な方法	市の担当課及び連携協力する団体等
電子図書館導入に関する調査・研究	○先行導入自治体の情報収集 ○導入によるメリット・デメリットの調査・研究	生涯学習課 市立図書館
タブレット等を活用した読書環境構築に関する調査・研究	○先進自治体の情報収集 ○企業等が提供するシステムの調査・研究	生涯学習課 市立図書館 教育総務課 学校教育課

6 計画の進捗状況の把握と検討

本計画に基づく、家庭・地域、保育所(園)・認定こども園・幼稚園・子育て支援センター、学校、市立図書館等、それぞれの場所で行われる取組の全市的な推進及び進捗状況の把握のため、計画期間の3年目に本計画に関係する全ての施設に調査を実施します。

また、飯塚市子ども読書活動推進計画策定に携わった市関係部署や子ども読書活動推進に関わる団体等と、子ども読書活動の進捗状況の共有や意見交換を行うため、推進委員会を毎年開催するとともに、出席者の求めに応じて随時簡易な調査を実施し、その結果を共有します。この会議では取組内容への意見聴取や次期計画の策定の基礎となる総合的な意見を求めていきます。



スタンプラリー



子育て支援講座



ぶっくりモール

資料編

第2次飯塚市子ども読書活動推進計画に基づく調査履歴

1 平成30年度「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」に基づく読書活動調査

- (1) 実施主体 飯塚市教育委員会生涯学習課
- (2) 調査の対象 学校図書館、保育所(園)、幼稚園、こども園、子育て支援センター、児童クラブ ※公立・私立を問わず市内にある全施設を対象
- (3) 調査期間 保育所(園)、幼稚園、こども園、子育て支援センター、児童クラブ
平成30年4月17日から5月8日まで
学校図書館 平成30年5月2日から5月18日まで
上記のうち私立施設 平成30年6月27日から7月11日まで
私立幼稚園 平成30年7月31日から8月13日まで
- (4) 調査基準日 平成30年3月31日
- (5) 調査方法 各施設への「調査票送付・回収」方式
- (6) 回答数 87施設
- (7) 調査の詳細 飯塚市ホームページ「図書館・読書活動」内に掲載

2 平成31年(令和元年)度「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」に基づく読書活動調査

- (1) 実施主体 飯塚市教育委員会生涯学習課
- (2) 調査の対象 学校図書館、保育所(園)、幼稚園、こども園、子育て支援センター、児童クラブ ※公立・私立を問わず市内にある全施設を対象
- (3) 調査期間 平成31年4月22日から令和元年5月20日まで
- (4) 調査基準日 平成31年3月31日
- (5) 調査方法 各施設への「調査票送付・回収」方式
- (6) 回答数 87施設
- (7) 調査の詳細 飯塚市ホームページ「図書館・読書活動」内に掲載

3 「子ども読書活動推進計画(改訂版)」に基づく、市内小中学生の読書活動、図書館の利用状況等調査

- (1) 実施主体 飯塚市教育委員会生涯学習課
- (2) 調査の対象 小学校児童19校 3,280人、中学校生徒10校 3,097人 合計6,377人
小学校4年生から中学校3年生まで
- (3) 調査期間 令和3年4月15日から令和3年4月30日まで
- (4) 調査基準日 令和3年4月15日
- (5) 調査方法 各学校での児童・生徒への「調査票配布・回収」方式
- (6) 回答数 小学生3,167人 中学生2,854人

(7) 調査の詳細 飯塚市ホームページ「図書館・読書活動」内に掲載

4 調査の詳細掲載ホームページ URL

https://www.city.iizuka.lg.jp/shogaitaiken/new_library_and_reading_activities.html



りぶ活 teens キャラクター
「ぼたうさ」

資料編

用語解説

*1 子ども読書の日

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第10条に定められた記念日。「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため国及び地方公共団体は、子ども読書の日の特徴にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。」と規定されている。

*2 家読「うちどく」

「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」の意味。家族で同じ本を読んだり、本の感想を話したりしながら楽しい時間を過ごし、読書習慣を共有することで家族の絆づくりを図る運動のこと。

*3 GIGA スクール構想

義務教育を受ける児童・生徒のために、1人1台の学習用タブレット型PCと高速ネットワーク環境等を整備する5年間計画。子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現と教職員の業務を支援する「統合系校務支援システム」の導入で、教員の働き方改革につなげることを目的としている。

*4 ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動のこと。市町村単位で、地域に生まれた全ての赤ちゃんと保護者を対象に保健センターの乳児健診で行われることが多い。本市ではこれまで庄内地区、穂波地区で開催される4か月健診時に絵本を手提げ袋に入れたブックスタートパックを図書館ボランティアが配布してきた。

*5 特別貸出

調べ学習や総合学習の教科にとらわれない学習活動やおはなし会等の行事運営、校内活動のため、市立図書館の資料を貸出す制度のこと。

*6 OJT

On-the-Job Training(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の略称で、職場での実務を通じて行う教育訓練のこと。

*7 ブックトーク

テーマを定め、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、本への興味を喚起して読書への契機を図る手法のこと。

*8 不読率

1カ月に1冊も本を読まない子どもの割合のこと。

*9 学校図書標準

平成5年3月に文部省(当時)が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

*10 団体貸出

学校図書館で所蔵する資料の補完的役割を果たすため、市立図書館の図書資料を1回につき300冊まで小中学校に学期の間貸出す制度のこと。児童施設、保健福祉施設等への貸出しも行っている。

*11 インターンシップ

在学中の学生が企業等の職場で、自分の選考学科や将来の進路に関する就業体験を一定期間行い、体験を積むこと。

*12 図書館を使った調べる学習コンクール

公益財団法人図書館振興財団が主催する、図書館を使って調べ学習を行い、調査結果を作品としてまとめて提出し、審査してもらうコンクールのこと。

*13 読書スタンプラリー

子どもたちに読書及び図書館利用のきっかけづくりを目的とするイベントのこと。「どくしょカード」を配布し、本を借りると1冊につきスタンプ1個がもらえ、30個でカードが完成(完走)となりメダル等の景品を贈っている。

*14 図書館資料選定委員会

図書館長、図書館司書、図書館運営協議会委員及び生涯学習課図書館担当で構成する、選書、資料購入に関する情報を共有し、意見を具申する組織のこと。

*15 デジタルデバイス

コンピューターやプリンターを含むデジタル製品全般を指す用語で、本計画においてはスマートフォン、タブレット、パソコン等のインターネットを介して情報収集が可能な機器と定義している。

*16 ヤングアダルト

図書館における、概ね12歳から18歳までの青年期利用者のことを指す言葉のこと。

*17 サイエンスモール

大学、大学生、企業と連携・協働して開催する、子どもたちの科学的探究心を育てるイベントのこと。「科学広場」「理科読」「リフレッシュ理科教室」の3つからなり、約3,000人の来場者がある大規模イベントとなっている。

*18 デイジー

Digital Accessible Information System(DAISY)の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国

際標準規格のこと。視覚の障がい等により、普通の印刷物を読むことが困難な人のために、カセットテープに代わるものとして開発された。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがある。

*19 LLブック

知的障がいや発達障がい等のある人が読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉等で構成された本のこと。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する。

*20 母語

幼時に親や保護者から自然な状態で習得する言語のこと。

*21 やさしい日本語

普段使われている言葉を、外国人や日本語を母語としない人にも分かるように配慮した簡単な日本語のこと。

*22 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針のこと。再び感染が拡大するのを防ぐために、日常生活(移動、買物や食事、働き方等)で実践すべきものとして、身体的距離の確保、マスクの着用、手指消毒等の感染防止対策が示されている。

*23 おうち時間

必要不可欠ではない外出を控えて自宅で過ごすこと。新型コロナウイルスの感染拡大により、不要不急の外出の自粛の徹底が呼びかけられ、特別な事情がある場合を除き、できる限り自宅で過ごすことを奨励されたことからよく用いられるようになった。

*24 保育所保育指針

保育所における保育の内容に関する事項、及びこれに関連する運営に関する事項を定め

た指針。保育所(園)は、それぞれの園で掲げる保育理念と、この保育所保育指針をもとに、全体的な計画、指導計画、保育計画、食育計画等を作成する。

*25 認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園教育・保育要領のこと。子育てを巡る課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程、その他の教育及び保育の内容を策定している。

*26 幼稚園教育要領

幼稚園または認定こども園で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたもの。国立園、公立園、私立園を問わずに適用される。

*27 ビブリオバトル

京都大学研究室の谷口忠大氏によって考案された、本を紹介するコミュニケーション・ゲーム。参加者が、自分が読んで面白いと思った本について紹介し、参加者全員でディスカッションを行い、全員の本の紹介とディスカッションが終わった後に一番読みたいと思った本(チャンプ本)を投票で決める流れとなっている。

*28 学校貸出図書セット

福岡県立図書館が、学校における読書活動の推進を図るため、あらかじめ設定したテーマごとに図書を選び、クラス単位で活用できるようにセット(1セット40冊)にして、学校に貸出している。

*29 いいづか生涯学習ボランティアネットワーク事業

飯塚市が行なっている市民の知識・知恵や

特技を活かした登録制のボランティア派遣事業のこと。読み聞かせや朗読ボランティアの登録者もあり、学校や公民館、地域等で活躍している。

*30 ストーリーテリング

語り手が、話を覚えて本を見ずに語ること。「素話(すばなし)」、「おはなし」とも言われる。

*31 レファレンスサービス

何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助したり、情報・文献の紹介・提供したりすること。

*32 ユニバーサル・デザイン

「ユニバーサル」は、「普遍的な」、「全体の」という意味の単語で、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

*33 電子図書館

実際に図書館に行かなくても、インターネットを通じてパソコンやスマートフォン、タブレット等から電子化された書籍を借りて読むことができるサービスのこと。メリットとして、24時間365日サービス提供が可能なことに加え、テキスト読み上げ機能や文字の拡大が容易なことから障がい者や高齢者の利用支援が可能となることが挙げられる。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有

する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの

読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議(衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 飯塚市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、子どもの読書活動に関する学識経験を有する者及び各種団体並びに行政関係者から、飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、1年間とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解嘱され、又は解任されたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

資料編

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

選出区分	所 属	氏 名	
学識経験者	図書館運営協議会委員	高田 由美	副委員長
	ブックスタートボランティア	許斐 理枝	
	図書館ボランティア	白石 由里	
	子育て支援団体関係者	林 京子	
社会教育関係者	筑豊教育事務所社会教育室社会教育主事	岸野 和徳	委員長
図書館運営に関わる者	指定管理者	芳野 英子	第2回まで
		河野 聡子	第3回から
飯塚市行政関係者	子育て支援課長	林 利恵	
	学校教育課長	山下 弘喜	
	教育総務課長	梶原 康治	
	生涯学習課長	安藤 孝市	

飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和3年7月28日	第1回飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 飯塚市子ども読書活動推進計画(案)序章の検討 小・中学生を対象とした読書アンケート集計結果について報告
令和3年11月25日	第2回飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 飯塚市子ども読書活動推進計画(案)第1章～第2章の検討
令和3年12月27日	第3回飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 飯塚市子ども読書活動推進計画(案)第3章の検討
令和4年1月27日～ 2月22日	市内22ヵ所への意見箱の設置及びホームページ掲載による市民意見募集
令和4年1月28日	第4回飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 市民意見募集に供する素案内容の報告 計画案全体の確認と見直し
令和4年3月16日	第5回飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会 市民意見募集における意見報告 計画最終稿の確認 第3次飯塚市子ども読書活動推進計画策定完了